

4 行政代執行の処理方法の検討プロセス

STEP 1 検討

埋立による処分

- 0.3mg/l を超える鉛を含有しているため
- 管理型処分場への**埋立不可**
(廃棄物処理法施行令第6条第1項第3号準用)

家電リサイクル法による処理

- 破碎され原型を留めていない状態では
- 製造メーカーが特定できないため**受入不可**
(家電リサイクル業者へのヒアリング)

STEP 2 打開策

鉛を無害化する中間処理が必要

- 本市を含め、**県内には中間処理が可能な一般廃棄物処理業者がない**
- 産業廃棄物処理施設での処理不可**

STEP 3 調査選定

全国を調査し、県外のコンクリート固化による中間処理が可能な一般廃棄物処理業者を選定
(※廃掃法施行令第4条関係の施設が所在する市町との事前協議が必要)

行政代執行の実施